

高等専門学校評価基準（機関別認証評価） 新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
i	<p><u>はじめに</u></p> <p>この<u>高等専門学校評価基準</u>は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第123条の規定において準用する第109条第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立高等専門学校に係る機関別認証評価[※]に関するものです。高等専門学校評価基準は、11の<u>基準</u>で構成されています。</p> <p>（3段落目～）</p> <p>基準は、その内容を枠内に明記し、基準を設定した意義・背景等を説明するものとして<u>趣旨</u>を設けています。</p> <p>さらに、基準ごとに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための<u>基本的な観点</u>[※]を設けています。各高等専門学校には、原則として、全ての基本的な観点に係る状況を分析、整理することが求められます。また、高等専門学校の目的に照らして、独自の観点を各高等専門学校が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点及び高等専門学校が設定した観点的分析状況を総合した上で、基準ごとに行われることとなります。</p>	<p><u>はじめに</u></p> <p>この<u>高等専門学校評価基準</u>は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第123条の規定において準用する第109条第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立高等専門学校に係る機関別認証評価[※]に関するものです。高等専門学校評価基準は、11の<u>基準</u>で構成されています。</p> <p>（3段落目～）</p> <p>基準は、その内容を枠内に明記し、基準を設定した意義・背景等を説明するものとして<u>趣旨</u>を設けています。</p> <p>さらに、基準ごとに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための<u>基本的な観点</u>[※]を設けています。各高等専門学校には、原則として、全ての基本的な観点に係る状況を分析、整理することが求められます。また、高等専門学校の目的に照らして、独自の観点を各高等専門学校が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点及び高等専門学校が設定した観点的分析状況を総合した上で、基準ごとに行われることとなります。</p>	<p>キーワードである下線部分の書体を変更し、強調した。</p>
ii	<p>目 次</p> <p>基準3 教員及び教育支援者等 5</p>	<p>目 次</p> <p>基準3 教員及び教育支援者 5</p>	<p>字句の修正を行った。 （以下の基準3を参照）</p>
1	<p>基準1 高等専門学校の目的</p>	<p>基準1 高等専門学校の目的</p>	

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，高等専門学校一般に求められる目的に<u>適合するものであること。また，学科及び専攻科ごとの目的が明確に定められていること。</u></p>	<p>1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，高等専門学校一般に求められる目的<u>から，はずれるものでないこと。</u></p>	<p>基準としてより適切な表現に修正した。</p> <p>また，高等専門学校設置基準の改正（第3条の2，平成20年4月1日施行）を踏まえ，「また，学科及び専攻科ごとの目的が明確に定められていること。」という要件を追加した。</p>
1	<p>趣旨</p> <p>本評価においては，高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう，高等専門学校に対してその学校の教育研究活動に関する目的の明示を求め，その内容を踏まえて評価を行います。この学校の目的とは，高等専門学校の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等を言います。</p>	<p>趣旨</p> <p>本評価においては，高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう，高等専門学校に対してその学校の教育研究活動に関する目的の明示を求め，その内容を踏まえて評価を行います。この学校の目的とは，高等専門学校の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果<u>など</u>を言います。</p>	<p>字句の修正を行い，文言の統一を図った。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>各高等専門学校は、各学校が持つ設立の理念、歴史、環境条件、<u>教育資源</u>等を踏まえた上で、<u>それぞれの学校の個性や特色に応じて</u>、その高等専門学校の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。<u>また、学科及び専攻科についても同様に人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を明確に定めていることが必要です。</u>これらの内容は、学校教育法に定められた高等専門学校一般が果たすべき目的に<u>適合するものである</u>ことは当然です。<u>さらに</u>、目的は、教職員や学生等<u>学内に広く周知されているとともに</u>、社会に対して公表されている必要があります。</p> <p><u>これらのことは</u>、各高等専門学校の教育研究活動を実施・発展させるとともに、その成果を適切に評価するためにも不可欠です。</p> <p>また、高等専門学校が<u>運営に関する中期目標等を有しており</u>、その達成状況等を評価内容に反映させるために、その基本的な内容を目的として位置付けることも可能です。</p> <p>なお、各高等専門学校がその教育研究活動に関して、例えば、<u>他の高等専門学校や高等教育機関との連携、地域社会との連携、国際連携等</u>を目的として重視している場合、そのことを明示することで、高等専門学校の個性や特徴を評価に反映させることも可能です。</p>	<p>各高等専門学校は、各学校が持つ設立の理念、歴史、環境条件等を踏まえた上で、その高等専門学校の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。<u>その内容は、学校教育法に定められた高等専門学校一般が果たすべき目的にはずれるものであってはならない</u>ことは当然です。<u>また</u>、目的は、教職員や学生など<u>学内に広く周知されているとともに</u>、社会に対して公表されている必要があります。</p> <p><u>このことは</u>、各高等専門学校の教育研究活動を実施・発展させるとともに、その成果を適切に評価するためにも不可欠です。</p> <p>また、高等専門学校が<u>運営に関する中期目標等を有しており</u>、その達成状況等を評価内容に反映させるためには、その基本的な内容を目的として位置付けることも可能です。</p> <p>なお、各高等専門学校がその教育研究活動に関して、例えば、<u>国際連携や地域社会への貢献等</u>を目的として重視している場合、そのことを明示することで、高等専門学校の個性や特徴を評価に反映させることも可能です。</p>	<p>目的を定める際に考慮すべき条件として「教育資源」を例示に加えるとともに、目的に求められる「それぞれの学校の個性や特色に応じて、」を明文化した。</p> <p>高等専門学校設置基準の改正（第3条の2、平成20年4月1日施行）を踏まえ、「また、学科及び専攻科についても同様に人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を明確に定めていることが必要です。」という基準に追加した文章を趣旨にも追加した。</p> <p>その他、適切な表現に修正した。</p> <p>高等専門学校において目的として特に重視することが考えられる事項に「他の高等専門学校や高等教育機関との連</p>

頁	新	旧	改訂の理由
			携，地域社会との連携，」 という文言を追加し，例 示の充実を図った。 その他，字句を修正し た。
2	<p>基本的な観点</p> <p>1-1-① <u>高等専門学校の目的が，それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ，その内容が，学校教育法第115条に規定された，高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであるか。また，学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められているか。</u></p>	<p>基本的な観点</p> <p>1-1-① <u>目的として，高等専門学校の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等が，明確に定められているか。</u></p> <p>1-1-② <u>目的が，学校教育法第115条に規定された，高等専門学校一般に求められる目的から，はずれるものでないか。</u></p>	<p>両観点の分析に当たり， 内容に多くの重複がある ことから，1つの観 点に統合した。また，表 現を簡潔にするとともに， 新たに，「目的が，それ ぞれの学校の個性や特 色に応じて」を追加し本 観点の趣旨を明確化し た。さらに，「学科及び 専攻科ごとの目的も明 確に定められている か。」を追加し，基準と の整合性をとった。</p>
3	<p>基準2 教育組織（実施体制）</p> <p>2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科，専攻科及びその他の組織）が，<u>教育の目的</u>に照らして適切なものであること。</p>	<p>基準2 教育組織（実施体制）</p> <p>2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科，専攻科及びその他の組織）が，目的に照らして適切なものであること。</p>	<p>「教育の目的」とし，基 準の内容を明確化した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
3	<p>趣旨</p> <p>(2段落目～)</p> <p><u>学科，専攻科，各種センター等の教育組織及びその他の教育の実施体制は，高等専門学校が，その目的を達成するための教育活動を有効に行えるよう，科学技術の動向や社会のニーズ，また，地域の教育資源等を踏まえ，その学校の教育の目的に基づいた活動を行う上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。また，学校全体，及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ，教育を実施していくためには，その運営体制が適切に整備され，機能していることが必要です。</u></p>	<p>趣旨</p> <p>(2段落目～)</p> <p>高等専門学校がその目的を達成するために教育活動を有効に行えるよう，<u>学科，専攻科，各種センターなどの教育組織及びその他の教育の実施体制が，その学校の目的に基づいた活動を実施する上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。また，学校全体，及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ，教育を展開していくためには，その運営体制が適切に整備され，機能していることが必要です。</u></p>	<p>「科学技術の動向や社会のニーズ，また，地域の教育資源等を踏まえ，」という文言を加え趣旨を明確化した。また，「教育の目的」として，基準を設定した趣旨を明確化した。</p> <p>その他，適切な表現に修正した。</p>
4	<p>基本的な観点</p> <p>2-2-① <u>教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され，教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われているか。</u></p> <p>2-2-③ <u>教員の教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。</u></p>	<p>基本的な観点</p> <p>2-2-① <u>教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制が整備され，教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動を行っているか。</u></p> <p>2-2-③ 教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。</p>	<p>文言の重複を削除し，適切な表現に修正し，観点を明確化した。</p> <p>実施主体を明確にするため，「教員の」という文言を補い観点を明確化した。</p>
5	<p>基準3 教員及び教育支援者等</p>	<p>基準3 教員及び教育支援者</p>	<p>高等専門学校に助手やTA（ティーチング・アシスタント）等の教育補</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>3-1 <u>教育活動を展開</u>するために必要な教員が適切に配置されていること。</p> <p>3-2 <u>全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われ、その結果を教員組織の見直し等に反映させていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。</u></p>	<p>3-1 <u>教育課程を遂行</u>するために必要な教員が適切に配置されていること。</p> <p>3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。</p>	<p>助者がいる場合、それらを含めた分析を求めるために字句の修正を行った。</p> <p>基準3においては、「教育課程」よりも広い概念である「教育活動」に係る分析が必要であることを明確にするため、「活動」に修正し、基準の内容を明確化するとともに、「遂行」から「展開」に修正し、適切な表現に修正した。</p> <p>教員の資格や能力を適切に評価し、教員組織の見直し等に反映させる体制が機能しているか分析するために、「全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われ、その結果を教員組織の見直し等に反映させていること。」という文章を補い基準</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置されていること。</p>	<p>3-3 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。</p>	<p>本来の趣旨を明確化した。また、教員の採用及び昇格等に当たり、基準のほかに「規定」を補い、文章を修正し基準の適正化を図った。</p> <p>基準3-1と同様に修正し、基準の内容を明確化した。</p> <p>また、教育活動を展開するために必要な教育支援者として、事務職員、技術職員のほか、助手、TA等の教育補助者を置いている場合それらを含めるために教育支援者等とし、適切な表現に修正した。</p>
5	<p>趣旨</p> <p>(2段落目～)</p> <p>学校の教育を実施する上で、個々の教員、及び教員組織の果たす役割が重要であるのは言うまでもありません。各学校には、高等専門学校設置基準に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編制の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育活動を展開す</p>	<p>趣旨</p> <p>(2段落目～)</p> <p>学校の教育を実施する上で、個々の教員、及び教員組織の果たす役割が重要であるのは言うまでもありません。各学校には、高等専門学校設置基準に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編制の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育課程を展開す</p>	<p>基準3-2の修正を趣</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>るに十分な教員組織を有していること、<u>学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられていること</u>が求められます。また、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の<u>見直し等</u>に反映させる体制が機能していることが求められます。</p> <p>さらに、学校における<u>教育活動</u>を展開する上では、教員のみならず、事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されていることが必要です。</p>	<p>るに十分な教員組織を有していることが求められます。また、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の<u>編制</u>に反映させる体制が機能していることが求められます。</p> <p>さらに、学校において<u>編成された教育課程</u>を展開する上では、教員のみならず、事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていることが必要です。</p>	<p>旨に反映させるため、「学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられていること」という文章を補い、趣旨を明確化した。その他、適切な表現に修正した。</p>
6	<p>基本的な観点</p> <p>3-1-④ 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられているか。</p> <p>3-2-① <u>全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して教員組織の見直し等、適切な取組がなされているか。</u></p> <p>3-2-② <u>教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確</u></p>	<p>基本的な観点</p> <p>3-1-④ 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置（例えば、<u>均衡ある年齢構成への配慮、教育経歴や実務経験への配慮等が考えられる。</u>）が講じられているか。</p> <p>3-2-① <u>教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。</u></p> <p>3-2-② <u>教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に</u></p>	<p>教員組織の活動をより活発化するための適切な措置に係る例示の明示について、高等専門学校の分析が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除した。</p> <p>観点の順序を入れ替えるとともに、基準と同様の修正を行い、観点の内容を明確化した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p><u>に定められ、適切に運用がなされているか。</u></p> <p>3-3-① 学校における<u>教育活動</u>を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。</p>	<p><u>実施するための体制が整備され、実際に評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。</u></p> <p>3-3-① 学校において編成された<u>教育課程</u>を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。</p>	<p>基準と同様の修正を行い、観点の内容を明確化した。</p>
7	<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び<u>入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針</u>（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。</p>	<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や<u>入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針</u>（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。</p>	<p>「求める学生像」と「入学者選抜の基本方針」に係る分析が必要であることを明確にするとともに、後者については入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に、必ずしも記載されている必要はなく、入学者選抜実施要項や入学案内等に記載されていることから文言を修正した。</p>
7	<p>趣旨</p> <p>（3段落目～）</p> <p>このため、将来の学生を含め社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、</p>	<p>趣旨</p> <p>（3段落目～）</p> <p>このため、将来の学生を含め社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、</p>	

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>どのような能力や適性等を有する学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのか<u>等</u>の考え方をまとめた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、<u>理解されやすい形で公表されている</u>ことが必要です。</p> <p>その上で、これらの方針に沿った入学者選抜が適切に実施され、<u>高等専門学校の「求める学生」が入学を許可され、在学している</u>ことが求められます。</p>	<p>どのような能力や適性等を有する学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのか<u>など</u>の考え方をまとめた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、公表されていることが必要です。</p> <p>その上で、これらの方針に沿った入学者選抜<u>方法</u>が適切に実施されていることが求められます。</p>	<p>字句の修正を行った。</p> <p>高等専門学校の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は中学生を含む社会にわかりやすい表現であることが重要であることをより明確にするために「理解されやすい形で」という文言を補い、高等専門学校の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）としての適切性を明確化した。</p> <p>「高等専門学校の「求める学生」が入学を許可され、在学し」という文章を補い、入学者選抜の実施についての適切性を明確化した。</p>
8	<p>基本的な観点</p> <p>4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像<u>及び</u>入学者選抜の基本方針<u>等</u>の入学者受入方針(アドミッショ</p>	<p>基本的な観点</p> <p>4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像<u>や</u>入学者選抜（例えば、<u>準学士課程入学者選抜、編入学生選</u></p>	<p>入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>ン・ポリシー) が明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に<u>理解されやすい形で公表されているか。</u></p> <p>4-2-② 入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを<u>検証するための取組が行われており</u>, その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。</p> <p>4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える, 又は大幅に下回る状況になっていないか。また, その場合には, これを改善するための取組が行われる<u>等</u>, 入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</p>	<p><u>抜、留学生選抜、専攻科入学者選抜等が考えられる。</u>) の基本方針などが記載された入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) が明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に公表されているか。</p> <p>4-2-② 入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを<u>検証して</u>おり, その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。</p> <p>4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える, 又は大幅に下回る状況になっていないか。また, その場合には, これを改善するための取組が行われる<u>など</u>, 入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</p>	<p>表現について、観点の文言を基準と同様に修正した。また、例示の明示について、高等専門学校<small>の分析が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除した。</small>さらに、「理解されやすい形で」という文言を追加し、高等専門学校としての入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) の適切性を明確化した。</p> <p>「検証するための取組が行われており、」という文言を補い、観点を明確化した。</p> <p>字句の修正を行った。</p>
9	基準5 教育内容及び方法	基準5 教育内容及び方法	

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>(準学士課程)</p> <p>5-3 <u>豊かな人間性の涵養に関する取組が適切に行われていること。</u></p> <p>5-4 <u>成績評価や単位認定、進級・卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。</u></p> <p>(専攻科課程)</p> <p>5-7 <u>教養教育や研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。</u></p>	<p>(準学士課程)</p> <p>5-3 <u>成績評価や単位認定、進級・卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。</u></p> <p>5-4 <u>人間の素養の涵養に関する取組が適切に行われていること。</u></p> <p>(専攻科課程)</p> <p>5-7 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。</p>	<p>基準の順序を入れ替えるとともに、「人間の素養の涵養」をより適切な表現である「豊かな人間性の涵養」に修正し、基準を明確化した。</p> <p>専攻科課程においても教養教育が重要であることを明確にするため、「教養教育や」という文言を補い、当該事項の分析を求めるように基準を明確化した。</p>
9	<p>趣旨</p> <p>(1段落目～)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2段落目～)</p> <p>教育課程については、教育の目的に照らして体系的に編成</p>	<p>趣旨</p> <p>(1段落目～)</p> <p><u>教育内容及び方法は、高等専門学校教育の質の保証を行う上で、根幹的な部分です。</u></p> <p>(3段落目～)</p> <p>教育課程については、教育の目的に照らして体系的に編成</p>	<p>削除</p> <p>近年の教育理論の進展に合わせ質の保証は基準6の教育の成果に重きを置くことから、この文章は削除した。</p> <p>教育課程の編成等にお</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>されており，その内容，水準において適切であり，<u>社会の要請等に配慮している</u>ことが必要です。また，教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていることが必要です。</p> <p>(4段落目～)</p> <p>また，高等専門学校においては，<u>豊かな人間性を涵養するための適切な取組や教養を高める適切な教育</u>が行われていることも必要です。</p> <p>なお，本基準には，準学士課程及び専攻科課程で，その<u>個性や特性</u>に応じて，それぞれ別の基準が定められています。</p>	<p>されており，その内容，水準において適切であることが必要です。また，教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていることが必要です。</p> <p>(5段落目～)</p> <p>また，高等専門学校においては，人間の<u>素養</u>を涵養するための適切な取組が行われていることも必要です。</p> <p>なお，本基準には，準学士課程及び専攻科課程で，その<u>特性</u>に応じて，それぞれ別の基準が定められています。</p>	<p>いて「社会の要請等に配慮している」ことが必要であることから，文言を補い，趣旨を明確化した。</p> <p>「人間の素養」をより適切な表現である「豊かな人間性」に修正するとともに，専攻科課程教育に要求される「教養を高める適切な教育」という文言を補い，趣旨を明確化した。</p> <p>また，適切な用語に修正した。</p>
10	<p>基本的な観点</p> <p>(準学士課程)</p> <p>5-1-① 教育の目的に照らして，授業科目が学年ごとに適切に配置され，教育課程が体系的に編成されているか。また，授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿って，教育の目的を達成するために適切なもの<u>と</u>なっているか。</p>	<p>基本的な観点</p> <p>(準学士課程)</p> <p>5-1-① 教育の目的に照らして，授業科目が学年ごとに適切に配置（<u>例えば，一般科目及び専門科目のバランス，必修科目，選択科目等の配当等が考えられる。</u>）され，教育課程が体系的に編成されているか。また，授業の内容が，全体として教育課程の編成の趣旨に沿って，教育の目的を達成するために適切なもの<u>に</u>なっているか。</p>	<p>授業科目が学年ごとに適切に配置されていることに係る例示の明示について，高等専門学校の分析が例示の取組に限定されるおそれがあることから，例示を削除した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>5-1-② <u>教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮しているか。</u></p> <p>5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。</p> <p>5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバス[※]が作成され、<u>事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されているか。</u></p>	<p>5-1-② <u>学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップ[※]による単位認定、補充教育[※]の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。</u></p> <p>5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。<u>（例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業[※]、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮等が考えられる。）</u></p> <p>5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って、<u>適切なシラバス[※]</u>が作成され、活用されているか。</p>	<p>また、字句の修正を行った。</p> <p>基準、趣旨と整合させるため、「授業科目の内容において、」を追加し、文章を修正し分かりやすい表現とし、観点の内容の明確化を図った。</p> <p>また、例示の明示について、高等専門学校が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除した。</p> <p>学習指導方法の工夫に係る例示の明示について、高等専門学校が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除した。</p> <p>シラバスの内容について、文章を追加し、適切性を明確化した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
11	<p>5-2-③ <u>創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップ[※]の活用が図られているか。</u></p> <p>5-3-① <u>教育課程の編成において、一般教育の充実や特別活動の実施等、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。また、教育の目的に照らして、課外活動[※]等において、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。</u></p> <p>5-4-① <u>成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。</u></p>	<p>5-2-③ <u>創造性を育む教育方法（PBL[※]など）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。</u></p> <p>5-3-① <u>成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。</u></p> <p>5-4-① <u>教育課程の編成において、特別活動の実施など人間の素養の涵養がなされるよう配慮されているか。</u></p> <p>5-4-② <u>教育の目的に照らして、生活指導面や課外活動[※]等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されているか。</u></p>	<p>文章表現を修正し、観点の内容を明確化した。</p> <p>また、創造性を育む教育方法に係る例示の明示について、高等専門学校[※]の分析が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除した。</p> <p>観点の順序を入れ替えた。</p> <p>観点5-4-①、5-4-②の分析に当たり、内容に多くの重複があることから、1つの観点に統合し、5-3-①とした。また、本観点到重要な「一般教育の充実」を追加するとともに、「生活指導面」については特別活動（主としてホームルーム）と重複することから、これを削除した。</p> <p>また、「人間の素養」についてはより適切な表現である「豊かな人間</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>基本的な観点</p> <p>(専攻科課程)</p> <p>5-5-① <u>教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。</u></p> <p>5-5-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なもの<u>となっているか。</u></p> <p>5-5-③ 教育課程の編成<u>又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮しているか。</u></p>	<p>基本的な観点</p> <p>(専攻科課程)</p> <p>5-5-① 準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。</p> <p>5-5-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置<u>(例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)</u>され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なもの<u>になっているか。</u></p> <p>5-5-③ <u>学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成(例えば、他専攻の授業科目の履修、他高等教育機関との単</u></p>	<p>性」に用語を修正した。</p> <p>教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連携、準学士課程の教育からの発展に係る分析が必要であることを明確にするため、文言を補い、観点の本来の意味を明確化した。</p> <p>授業科目が適切に配置されていることに係る例示の明示について、高等専門学校が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除した。また、字句の修正を行った。</p> <p>準学士課程における観点5-1-②と同様の修正を行った。また、例</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>5-6-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。</p> <p>5-6-② <u>教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されているか。</u></p> <p>5-6-③ <u>創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。</u></p> <p>5-7-① <u>教育の目的に照らして、教養教育や研究指導が適切に行われているか。</u></p>	<p><u>位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）</u>に配慮しているか。</p> <p>5-6-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。<u>(例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。)</u></p> <p>5-6-② <u>創造性を育む教育方法（PBLなど）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。</u></p> <p>5-6-③ <u>教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示など内容が適切に整備され、活用されているか。</u></p> <p>5-7-① <u>専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、技術職員などの教育的機能の活用、複数教員</u></p>	<p>示の明示について、高等専門学校の分析が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除した。</p> <p>学習指導方法の工夫に係る例示の明示について、高等専門学校の分析が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除した。</p> <p>観点の順序を入れ替えた。 文章表現を修正し、観点の内容を明確化した。 また、創造性を育む教育方法に係る例示の明示について、高等専門学校の分析が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除した。</p> <p>専攻科課程の教育に重要な「教養教育」を補う</p>

頁	新	旧	改訂の理由
		<p><u>指導体制や研究テーマ決定に対する指導などが考えられる。）</u>が行われているか。</p>	<p>とともに、「専攻科で修学するにふさわしい」を「教育の目的に照らし、」と修正し、観点を明確化するとともに、専攻科で修学するにふさわしい研究指導に係る例示の明示について、高等専門学校の分析が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除した。</p>
13	<p>基準6 教育の成果</p> <p>趣旨</p> <p>高等専門学校の教育の目的において、教育活動によって学生がどのような知識、技術、態度を身に付け、どのような人材となることを意図し、<u>それらの目的を達成しているか</u>という点は、<u>高等専門学校教育の質の保証を行う上で、極めて重要です。</u>高等専門学校の教育等に関する各種の取組が計画通りに行われ、実績を上げていることは重要ですが、最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり、学校は、<u>学生が享受した、あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を、適切な情報をもとに正確に把握しなければなりません。</u></p>	<p>基準6 教育の成果</p> <p>趣旨</p> <p>高等専門学校の教育の目的において、教育活動によって学生がどのような知識、技術、態度を身に付け、どのような人材となることを意図<u>しているのか</u>という点は、極めて重要です。高等専門学校の教育等に関する各種の取組が計画通りに行われ、実績を上げていることは重要ですが、最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり、学校は学生が享受した、あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を、適切な情報をもとに正確に把握しなければなりません。</p>	<p>近年の教育理論とも合わせ、教育学習の成果としての教育の目的の達成状況が質の保証を行う上で重要であることを明確にするために、文言を補い、趣旨の内容を明確化した。</p> <p>その他、表現を修正し</p>

頁	新	旧	改訂の理由
			た。
14	<p>基本的な観点</p> <p>6-1-① 高等専門学校として、その<u>教育の目的</u>に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、<u>養成しようとする人材像</u>等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。</p> <p>6-1-② 各学年や卒業（修了）時<u>等</u>において学生が身に付ける学力や資質・能力について、<u>学校としてその達成状況を評価した結果</u>から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p> <p>6-1-⑤ 卒業（修了）生や進路先<u>等</u>の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力</p>	<p>基本的な観点</p> <p>6-1-① 高等専門学校として、その目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、<u>養成する人材像</u>等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。</p> <p>6-1-② 各学年や卒業（修了）時<u>など</u>において学生が身に付ける学力や資質・能力について、<u>単位修得状況、進級の状況、卒業（修了）時の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作などの内容・水準</u>から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p> <p>6-1-⑤ 卒業（修了）生や進路先<u>など</u>の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・</p>	<p>「教育の」という文言を補い、観点を明確化した。</p> <p>その他、表現を修正した。</p> <p>「単位修得状況、進級の状況、卒業（修了）時の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作などの内容・水準」という個々の例示を、包括的な文言「学校としてその達成状況を評価した結果」と変更し、高等専門学校の分析が例示に限定されることを避ける修正を行った。</p> <p>その他、表現を修正した。</p> <p>意見聴取の内容について、「卒業（修了）後の</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>や、卒業（修了）後の<u>成果等</u>に関する意見を聴取する等の取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p>	<p>能力等に関する意見を聴取する<u>などの</u>取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p>	<p>成果等」を追加し、基準の趣旨と合致するより適切な内容の観点とした。</p>
15	<p>基準7 学生支援等</p> <p>趣旨</p> <p>（4段落目～）</p> <p>また、特別な支援が必要と考えられる<u>学生</u>に対して適切な支援を行っていくことも必要です。</p> <p>これらの支援を効果的に行うためには、学生支援に関する明確な目的を設定し、質、量ともに適切な人員及び施設、設備を配置し、それらを組織的に機能させることが必要となります。学生の抱える問題や、学習のためのニーズは多種多様です。特別な支援が必要と考えられる<u>学生</u>のニーズの把握はもちろんのこと、一般の学生のニーズも多様化している<u>ため</u>、学生のニーズを把握する取組も必要です。</p>	<p>基準7 学生支援等</p> <p>趣旨</p> <p>（4段落目～）</p> <p>また、特別な支援を行うことが必要と考えられる者（<u>例えば、留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。</u>）に対して適切な支援を行っていくことも必要です。</p> <p>これらの支援を効果的に行うためには、学生支援に関する明確な目的を設定し、質、量ともに適切な人員及び施設、設備を配置し、それらを組織的に機能させることが必要となります。学生の抱える問題や、学習のためのニーズは多種多様です。特別な支援を行うことが必要と考えられる者（<u>例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。</u>）のニーズの把握はもちろんのこと、一般の学生のニーズも多様化している<u>ために</u>、学生のニーズを把握する取組も必要です。</p>	<p>表現をより適切なものに修正するとともに、例示の明示について、高等専門学校の分析が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除した。</p> <p>表現をより適切なものに修正するとともに、例示の明示について、高等専門学校の分析が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除した。</p>
16	<p>基本的な観点</p> <p>7-1-② 自主的学習環境及び厚生施設、コミュニケーション</p>	<p>基本的な観点</p> <p>7-1-② 自主的学習環境（<u>例えば、自主学習スペース、</u></p>	<p>自主的学習環境に係る</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>ョンスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。</p> <p>7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。<u>また、資格試験や検定試験の受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。</u></p> <p>7-1-④ 特別な支援が必要と考えられる<u>学生</u>への学習支援体制が整備されているか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。</p>	<p><u>図書館等が考えられる。）</u>及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。</p> <p>7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズ（<u>例えば、資格試験や検定試験受講、外国留学等に関する学習支援等が考えられる。）</u>が適切に把握されているか。</p> <p><u>7-1-④</u> 資格試験や検定試験受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。</p> <p>7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる<u>者（例えば、留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）</u>への学習支援体制が整備されているか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。</p>	<p>例示の明示について、高等専門学校の分析が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除した。</p> <p>両観点の分析に当たって多くの重複があることから、1つの観点到に統合するとともに、学習支援に関する学生のニーズに係る例示の明示について、高等専門学校の分析が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除した。</p> <p>表現をより適切なものに修正するとともに、例示の明示について、高等専門学校の分析が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除し、観点7-1-④に繰り上げた。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>7-1-⑤ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。</p> <p>7-2-② 特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。</p> <p>7-2-④ 就職や進学等の進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。</p>	<p>7-1-⑥ 学生のクラブ活動や学生会等の課外活動に対する支援体制が整備され、機能しているか。</p> <p>7-2-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。</p> <p>7-2-④ 就職や進学などの進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。</p>	<p>文言をより適切なものに修正するとともに、「適切な責任体制の下に」という文言を追加し、観点の内容を修正した。また、観点7-1-⑤に繰り上げた。</p> <p>表現をより適切なものに修正するとともに、例示の明示について、高等専門学校の分析が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除した。</p> <p>字句の修正を行った。</p>
17	<p>基準8 施設・設備</p> <p>8-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されていること。</p>	<p>基準8 施設・設備</p> <p>8-1 教育課程に対応して施設、設備が整備され、有効に活用されていること。</p>	<p>施設・設備の範囲を明確にするため、修正を行うとともに、施設・設備に安全面の配慮を求めため、「適切な安全管理の下に」という文言を加え、基準の内容を明確化</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>8-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に<u>収集、整理</u>されていること。</p>	<p>8-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に<u>整備</u>されていること。</p>	<p>した。 文言を修正し、基準本来の意味を明確化した。</p>
17	<p>趣旨</p> <p>この基準では、高等専門学校の目的及び目的に沿って編成された<u>教育研究組織の運営及び教育課程の実現</u>に必要とされる施設・設備が、学生、教員、職員等の関係者の利用のために十分に整備され、機能しているかどうかを評価します。</p> <p>教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設については、それらが講義等に使用される場合には、使用する学生数、教育内容、教育方法等を検討し、それが必要とされる能力（収容力、性能等）を有し、<u>適切な安全管理の下に有効に活用</u>されていなければなりません。また、学生による学習のために必要な図書等の資料についても系統的に<u>収集、整理</u>されて<u>おり</u>、かつ実用に<u>供</u>されていなければなりません。これらは同時に、学校の有する資産として、メンテナンスやセキュリティについても管理されていなければなりません。</p>	<p>趣旨</p> <p>この基準では、高等専門学校目的及び目的に沿って編成された教育課程の実現に必要とされる施設・設備が、学生、教員、職員等の関係者の利用のために十分に整備され、機能しているかどうかを評価します。</p> <p>教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設については、それらが講義等に使用される場合には、使用する学生数、教育内容、教育方法等を検討し、それが必要とされる能力（収容力、性能等）を有し、<u>また有効に活用</u>されていなければなりません。また、学生による学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集され、かつ実用に<u>供</u>していなければなりません。これらは同時に、学校の有する資産として、メンテナンスやセキュリティについても管理されていなければなりません。</p>	<p>施設・設備の範囲を明確にするため、「教育研究組織の運営及び」という文言を加え、趣旨の内容を明確化した。</p> <p>「適切な安全管理の下に」という文言を加え、趣旨の内容を明確化した。</p> <p>また、適切な表現に修正した。</p>
18	<p>基本的な観点（観点3）</p> <p>8-1-① 学校において編成された<u>教育研究組織の運営及び教育課程の実現</u>にふさわしい施設・設備が整備され、<u>適切な安全管理の下に有効に活用</u>されているか。また、施設・設備のバリアフリー化や<u>環境面</u>へ</p>	<p>基本的な観点（観点3）</p> <p>8-1-① 学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、<u>校地、運動場、体育館、教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、</u></p>	<p>「教育研究組織の運営及び」、「適切な安全管理の下に」という文言を加え、施設・設備に安全面</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>の配慮がなされているか。</p> <p>8-1-② 教育内容，方法や学生のニーズを満たすICT※)環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され，有効に活用されているか。</p> <p>8-2-① 図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集，整理されており，有効に活用されているか。</p>	<p><u>図書館等，実験・実習工場さらには職業教育のための練習船等の設備等が考えられる。）</u>が整備され，有効に活用されているか。また，施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。</p> <p>8-1-② 教育内容，方法や学生のニーズを満たす<u>情報ネットワーク</u>が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され，有効に活用されているか。</p> <p>8-2-① 図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に<u>整備</u>され，有効に活用されているか。</p>	<p>の配慮を求め，観点の内容を基準に合致させ，より適切な観点とするとともに，教育機関に求められる環境面への配慮を新たに追加した。また，例示の明示について，高等専門学校の分析が例示の取組に限定されるおそれがあることから，例示を削除した。</p> <p>「情報ネットワーク」をより広範囲の「ICT環境」へと文言を修正して，観点の内容を適性化した。</p> <p>文言を修正し，基準に合わせ，観点の内容を明確化した。</p>
19	<p>基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム</p> <p>9-2 教員及び教育支援者等の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。</p>	<p>基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム</p> <p>9-2 教員の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。</p>	<p>新たに教育支援者等の資質の向上を図るための取組を加え，基準を修正した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
			<p>なお、教育補助者として助手、TA等を配置している場合には、それらも分析に加えるという意味で教育支援者等とした。</p>
19	<p>趣旨</p> <p>教育等の目的を達成するためには、教育の質の向上や継続的改善が必要となります。そのためには、<u>学校の構成員及び学外関係者の意見等をもとに教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備されており、実際に取組が行われ、機能していることが求められます。仮に現状のままでも十分に教育の目的を達成することが予想される場合においても、外的環境の変化等への対応として、学校内外の関係者の意見を採り入れた評価を行うことが必要です。</u></p> <p>また、この基準では、教材、学習指導法に係る研究開発が適切に行われているか、ファカルティ・ディベロップメント[※]が適切に行われているか、<u>さらに、教育支援者等の資質の向上を図るための取組等が行われているか等</u>、基準1に定めた高等専門学校の目的に沿って、不断に教育活動の質の維持・向上を図る仕組みが適切に整備され、機能しているかを評価します。</p>	<p>趣旨</p> <p>教育等の目的を達成するためには、教育の質の向上や継続的改善が必要となります。そのためには、教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備されており、実際に取組が行われ、機能していることが求められます。仮に現状のままでも十分に教育の目的を達成することが予想される場合においても、外的環境の変化等への対応として、学校内外の関係者の意見を採り入れた評価を行うことが必要です。</p> <p>また、この基準では、教材、学習指導法に係る研究開発が適切に行われているか、ファカルティ・ディベロップメント[※]が適切に行われているか、<u>など</u>、基準1に定めた高等専門学校の目的に沿って、不断に教育活動の質の維持・向上を図る仕組みが適切に整備され、機能しているかを評価します。</p>	<p>教育の状況についての点検・評価は、学校の構成員及び学外関係者の意見等をもとに行うことが必要であることを明確にするため、「学校の構成員及び学外関係者の意見等をもとに」という文章を加え、趣旨の内容を明確化した。</p> <p>「さらに、教育支援者等の資質の向上を図るための取組等が行われているか等」という文言を補い、基準を修正し合わせて趣旨の内容をより適切なものとした。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
20	<p>基本的な観点</p> <p>9-1-② <u>学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果をもとに教育の状況に関する自己点検・評価※)が、学校として策定した基準に基づいて、適切に行われているか。</u></p> <p>9-1-③ 各種の評価の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるような組織としてのシステムが整備され、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。</p>	<p>基本的な観点</p> <p>9-1-② <u>学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)</u>が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価※)に適切な形で反映されているか。</p> <p><u>9-1-③ 学外関係者(例えば、卒業(修了)生、就職先等の関係者等が考えられる。)</u>の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。</p> <p>9-1-④ 各種の評価(例えば、自己点検・評価、教員の教育活動に関する評価、学生による達成度評価等が考えられる。)の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じ</p>	<p>両観点の分析に当たって多くの重複があることから、1つの観点到に統合するとともに、「学生の意見の聴取」を「学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取」として観点の内容をより適切にするとともに、「それらの結果をもとに」及び「学校として策定した基準に基づいて」という文言を追加し、内容を明確化した。また、例示の明示について、高等専門学校が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除した。</p> <p>「組織としての」という文言を補い、観点の内容を明確化するとともに、各種の評価に係る例示の明示について、高等専</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。</p> <p>9-1-⑤ 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。</p> <p>9-2-① <u>ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</u></p> <p>9-2-② <u>教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。</u></p>	<p>られているか。</p> <p>9-1-⑤【省略】</p> <p>9-1-⑥【省略】</p> <p>9-2-① <u>ファカルティ・ディベロップメントについて、組織として適切な方法で実施されているか。</u></p> <p>9-2-② <u>ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</u></p>	<p>門学校の分析が例示の取組に限定されるおそれがあることから、例示を削除し、観点9-1-③に繰り上げた。</p> <p>観点9-1-④に繰り上げた。</p> <p>観点9-1-⑤に繰り上げた。</p> <p>ファカルティ・ディベロップメントについて、両観点を統合し、これらが関連したものであることを明確化した。</p> <p>教育支援者等に対する研修に係る観点を追加し、基準に沿ってより適切な内容となるよう修正し、観点9-2-②とした。</p>
21	基準 10 財務	基準 10 財務	

頁	新	旧	改訂の理由
	<p>趣旨</p> <p>高等専門学校は活動は財務の裏付けがなければ成立しません。教育研究活動を組織として将来にわたって適切かつ安定的に遂行するためには、安定した財務基盤が必要になります。学生からの授業料収入に基盤を置く場合には、安定した入学者数の確保が必要になります。また、<u>科学研究費補助金、共同研究費等の様々な外部資源の活用も重要です。さらに、</u>予期できない外的要因の変化に対する危機管理として、<u>適当な自己資本（資金・資産）を保有すること等</u>が必要になります。</p>	<p>趣旨</p> <p>高等専門学校は活動は財務の裏付けがなければ成立しません。教育研究活動を組織として将来にわたって適切かつ安定的に遂行するためには、安定した財務基盤が必要になります。学生からの授業料収入に基盤を置く場合には、安定した入学者数の確保が必要になります。また、<u>予期できない外的要因の変化に対する危機管理として、適当な自己資本（資金・資産）を保有すること</u>などが<u>必要</u>になります。</p>	<p>学校の目的を達成するための財務基盤に関連して、外部資源の活用が近年重要視されていることを踏まえ、当該事項に関する観点を追加することに伴い、趣旨に反映した。</p>
22	<p>基本的な観点</p> <p><u>10-1-③ 学校の目的を達成するために、外部の財務資源の活用策を策定し、実行しているか。</u></p>	<p>基本的な観点</p> <p>【新規】</p>	<p>学校の目的を達成するための財務基盤に関連して、外部資源の活用が近年重要視されていることを踏まえ、当該事項に関する観点を追加を行った。</p>
23	<p>基準 11 管理運営</p> <p>11-2 学校の目的を達成するために、<u>高等専門学校</u></p>	<p>基準 11 管理運営</p> <p>11-2 学校の目的を達成するために、<u>外部有識者の</u></p>	<p>一般に評価としては、</p>

頁	新	旧	改訂の理由
11-3	<p><u>学校の目的を達成するために、外部有識者等の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。また、その結果を受け、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されていること。</u></p> <p>学校の目的を達成するために、<u>外部有識者等の意見が適切に管理運営に反映されていること。また、外部の教育資源を積極的に活用していること。</u></p>	<p><u>意見が適切に管理運営に反映されていること。</u></p> <p>学校の目的を達成するために、<u>高等専門学校</u>の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。</p>	<p>「自己点検・評価」、「外部評価」の順に行われることが一般的と考えられることから、基準の順序を入れ替えた。</p> <p>基準11-2については、自己点検・評価結果をもとに改善に結び付けられるようなシステムが整備されているか分析する必要があることを明確にするため、基準の内容を明確化した。</p> <p>基準11-3については、外部の教育資源を活用する取組について分析する必要があることを明確にするため、基準にその内容を追加し、明確化した。</p> <p>また、外部有識者には、卒業生を含め、様々な立場の関係者が考えられるため、外部有識者等とした。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p><u>11-4 高等専門学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。</u></p>	<p>【新規】</p>	<p>基準を新たに追加し、学校教育法の改正（第113条、第115条第2項、平成19年12月26日施行）と、高等専門学校設置基準第3条に対応する修正を行った。</p>
23	<p>趣旨</p> <p>高等専門学校が教育等の目的の達成に向けて組織として機能するためには、管理運営組織が教育等の活動を支援、促進させるために有機的に機能しなければなりません。<u>その際、予期できない事態に対応するために危機管理体制の整備も重要です。また、各構成員の責務と権限が明確に規定され、滞りなく効果的な運営がなされる必要があります。</u></p> <p>また、高等専門学校は、学校教育法等において、自ら点検及び評価を行うことが定められています。基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」では、教育活動の改善システムを評価しますが、本基準においては、学校全体の活動及び活動の成果に関して自ら対象となる項目を設定し、自己点検・評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、機能していること、そして自己点検・評価の結果が公表されていることを評価します。</p> <p><u>このほか、外部有識者等の意見が反映され、組織として効果的な意思決定がなされる必要があります。さらに、外部の教育資源を積極的に活用していることも必要です。</u></p>	<p>趣旨</p> <p>高等専門学校が教育等の目的の達成に向けて組織として機能するためには、管理運営組織が教育等の活動を支援、促進させるために有機的に機能しなければなりません。各構成員の責務と権限が明確に規定され、滞りなく効果的な運営がなされる必要があります。<u>また、外部有識者の意見が反映され、組織として効果的な意思決定がなされる必要があります。</u></p> <p>また、高等専門学校は、学校教育法等において、自ら点検及び評価を行うことが定められています。基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」では、教育活動の改善システムを評価しますが、本基準においては、学校全体の活動及び活動の成果に関して自ら対象となる項目を設定し、自己評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、機能していること、そして自己評価の結果が公表されていることを評価します。</p>	<p>危機管理等に係る体制の整備が重要になっていることを踏まえ、趣旨に安全管理を含めた危機管理体制の整備を追加して、より適切なものに修正した。</p> <p>基準と同様の修正を行い、趣旨の内容を明確化した。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p><u>なお、高等専門学校には、教育研究活動等の状況やその活動の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することが求められています。</u></p>		<p>「なお、高等専門学校には、教育研究活動等の状況やその活動の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することが求められています。」という文章を新たに追加し、学校教育法の改正（第113条，第115条第2項，平成19年12月26日施行）並びに高等専門学校設置基準第3条に対応するための修正を行った。</p>
24	<p>基本的な観点</p> <p>11-1-② <u>管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。また、危機管理に係る体制が整備されているか。</u></p> <p>11-2-① <u>自己点検・評価が学校として策定した基準に基づいて高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されているか。</u></p> <p>11-2-② <u>自己点検・評価の結果について、外部有識者等による検証が実施されているか。</u></p>	<p>基本的な観点</p> <p>11-1-② 管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。</p> <p>11-1-③ <u>管理運営の諸規定が整備されているか。</u></p> <p>11-2-① <u>外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。</u></p>	<p>危機管理体制の整備に関する文言を追加し、観点の内容を趣旨と符合させた。</p> <p>観点の順序を入れ替え、それぞれの基準と整合性をとった。</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<p><u>11-2-③ 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校 の目的の達成のための改善に結び付けられるよう なシステムが整備され、有効に運営されているか。</u></p> <p>11-3-① <u>外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切 な形で管理運営に反映されているか。</u></p> <p>11-3-② <u>学校の目的を達成するために、外部の教育資源 を積極的に活用しているか。</u></p> <p><u>11-4-① 高等専門学校における教育研究活動等の状況 や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやす く社会に発信しているか。</u></p>	<p>11-3-① <u>自己点検・評価（や第三者評価）が高等専門学 校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、 それらの評価結果が公表されているか。</u></p> <p>11-3-② <u>評価結果がフィードバックされ、高等専門学校 の目的の達成のための改善に結び付けられるよう なシステムが整備され、有効に運営されているか。</u></p> <p>【新規】</p>	<p>学校教育法の改正（第1 13条、第115条第2 項、平成19年12月2 6日施行）並びに高等専 門学校設置基準第3条 に対応する観点を追加 した。</p>
26	<p>用語の解説 (本文中、※)印の付されている用語の説明)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>用語の解説 (本文中、※)印の付されている用語の説明)</p> <p><u>【インターンシップ】(10頁)【省略】</u></p> <p><u>【補充教育】(10頁)</u> 高等専門学校入学後、必要に応じて行う学生の履修歴に対</p>	<p>順序の入れ替え</p> <p>削除</p>

頁	新	旧	改訂の理由
27	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>【インターンシップ】(10 頁)</u> <u>学生が在学中に、企業等において自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>【課外活動】(10 頁)</u> 幅広い知識と豊かな人間性を涵養するために、授業以外に生活全般を通じて学生が学ぶことのできるような活動。例えば、部活動、サークル活動、自治会活動や自主的な学生の研究会等がこれに当たる。</p> <p><u>【ICT】(18 頁)</u> <u>ICT (Information and Communication Technology) とは、</u></p>	<p><u>応した補習教育。</u></p> <p><u>【フィールド型授業】(10 頁)</u> <u>学生の学習効果を高めるための野外における調査など教室や実験室外における実践的な授業。</u></p> <p><u>(移動)</u></p> <p><u>【PBL】(10 頁)【削除】</u> <u>Problem - based Learning または Project - based Learning の略で、実社会で役に立つプロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法。</u></p> <p><u>【課外活動】(10 頁)【省略】</u></p> <p><u>【新規】</u></p>	<p>削除</p> <p>順序の入れ替え</p> <p>削除</p> <p>字句の修正</p> <p>用語の追加</p>

頁	新	旧	改訂の理由
	<u>情報・通信に関する技術一般の総称であり、IT (Information Technology) に替わる表現として社会に定着しつつある用語。</u>		